

別表十七（一）付表の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、内国法人が措置法第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特殊の関係の区分3」の欄は、内国法人と国外支配株主等（措置法第66条の5第5項第1号に規定する国外支配株主等をいいます。3において同じです。）との関係が措置法令第39条の13第12項各号《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》のいずれに該当するかを記載するものとし、これらの関係が同項第1号又は第2号の關係に該当する場合には、その判定に用いられた直接又は間接に保有される株式等（同項第1号に規定する株式等をいいます。）の当該内国法人の発行済株式等（同項第1号に規定する発行済株式等をいいます。3において同じです。）のうちに占める割合を同欄の括弧の中に記載します。
- 3 「直接及び間接保有の株式等の割合4」の欄は、国外支配株主等が有する内国法人に係る措置法令第39条の13第21項に規定する直接及び間接保有の株式等の当該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合を記載します。
- 4 この明細書のⅡは、内国法人が措置法第66条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「国外支配株主等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「資金供与者等に対する負債（課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債を除きます。）のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」及び「その他の者に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」の各欄の記載に当たっては、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、その平均負債残高（措置法第66条の5第5項第5号に規定する平均負債残高をいいます。）、平均資産残高（措置法令第39条の13第5項に規定する平均資産残高をいいます。）、負債の利子等（措置法第66条の5第5項第3号に規定する負債の利子等をいいます。）の額及び保証料等の額（措置法令第39条の13第1項第1号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額をいいます。）を記載します。